

米子市任期付常勤職員（一般事務）採用試験

受験案内

（令和8年4月1日採用予定）

※令和8年4月1日採用予定の会計年度任用短時間勤務職員の採用試験とも併願可能です。

※職種を併願することはできません。

【任期付常勤職員とは】

- ・任期付常勤職員は、任期がありますが、一般職の職員として任用されます。
- ・勤務条件（給与、勤務時間、休暇、服務等）は、基本的に正規職員と同様です。
- ・任用中は米子市職員として、主な勤務条件だけではなく、職務に対する責任等も正規職員と同様となります。

1 受付期間・申込方法

受付期間	令和8年1月13日（火）午前9時～令和8年1月30日（金）午後5時	
申込方法	<u>インターネットによる申し込み</u> ・期間中は24時間申込み可能です。 ・パブリックコネクトの会員登録（無料）及びエントリー項目の入力が必要です。	

2 募集職種・採用予定人数・業務内容

職種	採用予定人数	業務内容	年齢要件
一般事務	8人程度	市の機関に勤務し、一般行政事務に従事します。	平成20年4月1日までに生まれた人
一般事務 (マイナンバー業務対象)	2人程度	市民生活部市民二課に勤務し、マイナンバーカード普及促進業務等に従事します。	

※採用予定人数は、試験の結果及び今後の欠員等の状況により変更になる場合があります。

※市の機関とは、市長部局及び教育委員会等各種委員会を含みます。

※詳しい受験資格・欠格事項は次頁をご確認ください。

3 受験資格

職種	要件
共通	平成20年4月1日までに生まれた人

【欠格条項】

次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験日程・試験会場

試験日	試験会場
令和8年2月15日（日）	米子市上下水道局 (米子市車尾南2丁目8番1号)

※詳細は受付期間終了後、受験者に別途お知らせします。

5 試験内容

試験科目	対象職種	配点	試験内容
基礎能力試験 (多肢選択式)	全職種	100点	職務遂行上必要な基礎的な能力についての試験(高校卒業程度)
面接試験	全職種	200点	個別面接による人物についての口述試験

【合格者の決定方法】

実施する試験の合計得点の高い順に決定します。なお、一定の基準があり、この基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

6 合格発表

発表日（予定）	発表方法
令和8年2月27日（金）	専用サイト（パブリックコネクト）のマイページにおいて合否を通知するとともに、合格者には合格通知を郵送します。

※最終合格者の辞退等により、採用予定人数に欠員が生じた場合に限り、最終試験の成績上位者から繰り上げ合格を決定する場合があります。

7 採用予定日

採用予定日
令和8年4月1日

8 勤務条件

区分	内容
任期	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで ※必要に応じて採用日から3年を上限に任期を更新する場合があります。
給料	最終学歴に応じて決定します。 高卒以下：月額200,300円 短大卒：月額216,500円 大卒以上：月額232,000円 ※採用時までに給与改定等があった場合は、それによります。 ※米子市で同一の職の経験がある場合、その経験年数を加算します。
諸手当	住居手当、扶養手当、通勤手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等の諸手当が、それぞれの条件に応じて支給されます。
勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで（1週間あたり38時間45分）
勤務場所	市内各庁舎及び施設（本庁舎、第2庁舎、糸町庁舎、淀江支所、ふれあいの里、クリーンセンターなど） ※マイナンバー業務対象の勤務場所は本庁舎（1階）です。
休日	週休日（土曜日・日曜日）、祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇（年20日）、夏季休暇（4日）、特別休暇等
福利厚生	健康保険・年金は、鳥取県市町村職員共済組合に加入

9 注意事項

- (1) 試験日程・会場について、当初の予定から変更となる場合があります。（その場合は、受験者へ別途連絡します。）
- (2) 日本国籍を有しない人で、次のいずれかに該当する人も受験できます。
 - ・出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）による永住者
 - ・日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国に関する特例法（平成3年法律第71号）による特別永住者

※ 採用予定日までに永住権取得見込みの人を含みます。永住が認められなければ、合格しても採用されません。

※ 日本国籍を有しない職員は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職以外の職に任用されます。
- (3) 身体の障害等により、着席位置の指定、車椅子の使用等、受験の際に何らかの配慮を希望される場合は受験前にその旨を申し出てください。

10 問い合わせ先

米子市総務部職員課人事・給与担当

電話：0859-23-5341 / メール：shokuin@city.yonago.lg.jp